
「喜悦の盈満」

第七講「罪性の除去」

イザヤ書6章1～8節

第七講 「罪性の除去」

- 一、旧約の聖霊経験
- 二、恵みを受ける条件
- 三、「きよめの特質」
- 四、罪性の除去

一、はじめに、旧約の聖霊経験

旧約の時代に新約の「きよめ」の経験はあったのか？

明確な結論を出すことはむずかしいが、画期的な霊的变化と生涯の変化を経験した人々があることは事実。ーイザヤ、アブラハム、ヤコブなど。

その変化をもたらした条件は「きよめ」の条件と非常に似通っている。
→新約の私たちが学ぶことができる真理や条件がある。

その目的は、イザヤ自身が見本となり、力ある器となるため。

霊の働きにおいて重要な霊的経験の感染力を持つため、徹底的に彼の中身をからにして、天だけのもので満たされた。

「きよめ」があることを何らかの形で知ることなしに、その経験に導かれることは稀。
→特に伝道者がきよめられることが必要である理由。

二、恵みを受ける条件

イザヤの経験から学ぶことができる、恵みを受ける条件。

① 与えられた聖霊の認罪に応答すること。

自分の中にある、神の目の前に邪魔であるものをわからせるのが認罪。それを受けただけでなく、応答すること。

② 認罪において極限に達すること。

もらってももらわなくてもいい、もらえればもらっておく、というレベルではなく、それが解決しなければ立っていられないというところに到達するとき、神さまは必ず否定できないような経験を与えてくださる。

③ 神に呼び求めること。

極限に至った認罪は、神に叫び求めるということにならなければならない。そして神は叫び求める者に、まちがいなしに恵みを与えられる。

三、「きよめ」の特質

この出来事の中で「きよめ」の特質と言えるもの。

① 上からのものである。

どこまでも神さまがしてくださるわざであって、私たちが作り上げるものではない。「きよめ」の恵みは賜り物。外側の条件を果たすときに与えられるもの。上からくる聖霊の働き、干渉によって心に施される実質的变化。

② 局部的変化ではない。

イザヤがふれられたのは唇だったが、宣言されたのはイザヤの存在全体に対する実質的な変革。

→「きよめ」とは、心の在り方、性質が実質的にすっかり変わってしまうこと。

③ 罪性の除去である。

四、罪性の除去

① 用いられている動詞に注意。

「ゆるす」と「きよめる」は同じことを言っているのではない。

「罪は除かれ、罪はきよめられる(文語)」とは、そこにあるままではなくなる事。罪性の解決について新約で用いられている用語は、すべてそこに存在を継続させないようにする、ということば。

だんだんきよくなる、ということがあったとしたら、それはここで言っているのとは違った、成長のことを言っている。

② 動詞の時制(テンス)の問題。

新約聖書において、罪性がきよめられる、ということについて用いられているのは、ほとんどの場合アオリスト時制。一過去にあったある時の出来事で、二度と繰り返さないで目的を果たしたことを意味する時制

ある過去の瞬間において、一回きりで罪性の問題を解決したことを示す。

まとめ

「きよめ」とは、

救われた後に、心の中にある罪性、古い罪の性質が、一回きりで除かれ、解決されること。

それこそが、新約聖書にあるほんとうのクリスチャンのあり方。